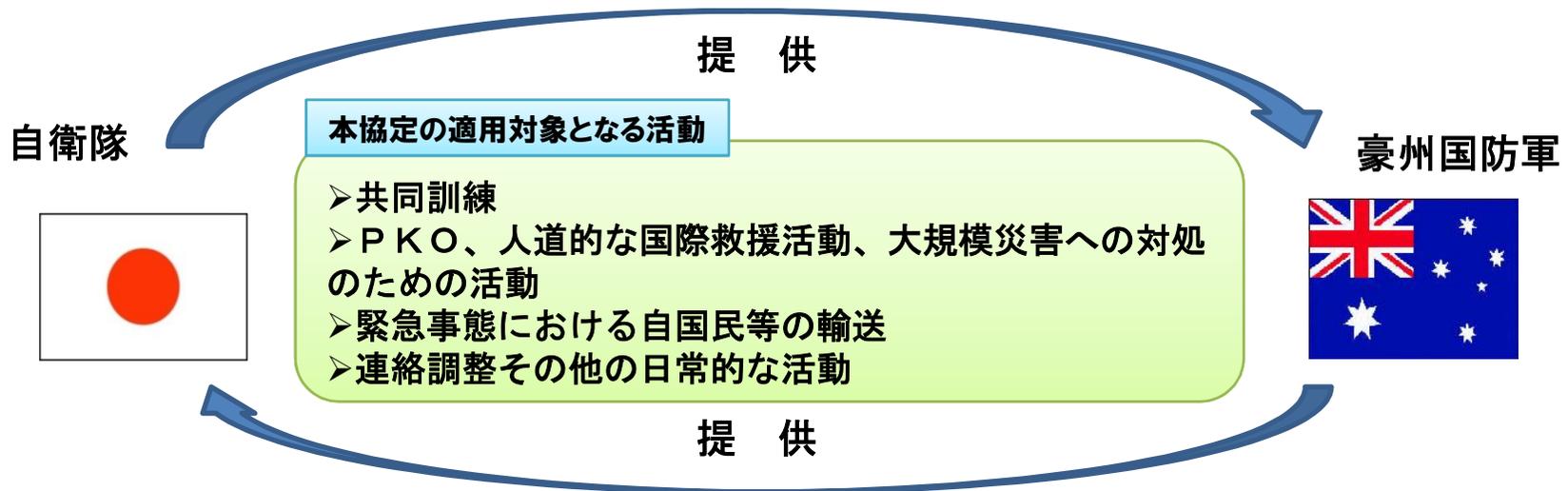


日・豪物品役務相互提供協定

- ◆我が国にとり豪州は、国際社会の諸課題に協調して取り組む戦略的パートナー。近年、日豪両国が国連平和維持活動（PKO）（カンボジア、東ティモール）、災害救援活動（スマトラ島沖地震津波災害）等の現場で協力する機会が顕著に増加。
- ◆このような現状を踏まえ、本協定は、自衛隊又は豪州国防軍が、以下の活動を実施するために必要となる物品・役務を相互に提供するための枠組みを定めるもの。
- ◆我が国と諸外国との間の物品役務相互提供協定は、米国（96年締結。99年及び04年改正。）に次いで豪州が2か国目となる。

☆いずれか一方の当事国政府が、以下の活動のために必要な物品・役務の提供を他方の当事国政府に対して要請する場合には、他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品・役務を提供することができる。



提供される物品・役務の区分



(注) 提供することとしている物品・役務の一部には、武器輸出三原則等における武器等に当たるもの（例えば、軍用航空機・軍用車両及び軍用船舶の部品等）が含まれることとなる可能性があるため、これらの提供は武器輸出三原則等によらないこととし、その旨の官房長官談話を発出した。

本協定の締結によって、自衛隊と豪州国防軍との間の緊密な協力を推進し、国連を中心とした国際平和のための努力を始めとする国際的な協力に寄与する。